

## 瑞穂町契約における暴力団等排除措置要綱

平成23年12月21日  
告示第213号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が締結する売買、賃借、請負その他の契約（以下「契約」という。）から暴力団等の介入を排除し、もって適正な契約の履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 瑞穂町契約事務規則（昭和40年規則第3号）第5条第1項又は第35条第1項に規定する資格審査サービスに登録された者その他町長が必要と認める者をいう。
- (2) 委員会 瑞穂町指名業者選定委員会規則（昭和44年規則第5号）第1条に規定する瑞穂町指名業者選定委員会をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(停止措置)

第3条 町長は、有資格者が別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、委員会の審議を経て、別表に定める停止期間（以下「停止期間」という。）において、契約から排除する措置（以下「停止措置」という。）を当該有資格者に対して行うものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、委員会の審議を経ずに当該有資格者に対し、停止措置を行うことができる。

2 町長は、前項の規定により停止措置を行うときは、瑞穂町入札参加資格停止措置決定通知書（様式第1号）により当該有資格者に通知するものとする。

- 3 前2項の規定は、停止措置を受けた有資格者（以下「停止業者」という。）を構成員又は組合員（以下「構成員等」という。）とする共同企業体又は事業共同組合（以下「共同企業体等」という。）について準用する。

（停止措置の解除）

第4条 停止業者は、停止措置の措置要件が消滅し、かつ、停止期間を経過した場合において、当該停止措置の解除を希望するときは、瑞穂町入札参加資格停止措置解除申請書（様式第2号）に誓約書、再発防止策その他必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該停止業者が措置要件に該当しないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該停止措置を解除し、及び瑞穂町入札参加資格停止措置解除決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の規定により当該停止措置を解除するに当たり、必要と認めるときは、当該申請者に措置要件に該当しないことを証する書類等の提出を求めることができる。

- 4 前3項の規定は、停止業者を構成員等とする共同企業体等について準用する。

（勧告）

第5条 町長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、有資格者に対し、必要な措置を行うよう勧告することができる。ただし、町長が特に必要と認めるときは、委員会の審議を経ずに、当該有資格者に対して勧告することができる。

- 2 町長は、前項の規定により勧告するときは、瑞穂町暴力団等排除措置に関する勧告書（様式第4号）により通知するものとする。

（一般競争入札からの排除）

第6条 停止業者は、一般競争入札に参加することができない。

- 2 町長は、一般競争入札に参加する有資格者が契約の締結までの間に停止措置を受けたときは、入札参加資格を取り消し、当該有資格者が提出した入札書（入札書に記載すべき事項を記録した電

磁的記録を含む。以下同じ。)を無効とするものとする。

- 3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該有資格者に通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、せり売りを行う場合及び停止業者を構成員等とする共同企業体等について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 停止業者は、指名競争入札に参加することができない。

- 2 町長は、指名競争入札の指名した有資格者が契約の締結までの間に停止措置を受けたときは、指名を取り消し、及び当該有資格者が提出した入札書を無効とするものとする。
- 3 町長は、前項の規定により指名を取り消したときは、その旨を当該指名業者に通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、停止業者を構成員等とする共同企業体等について準用する。

(随意契約からの排除)

第8条 停止業者は、随意契約を締結することができない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、停止業者を構成員等とする共同企業体等について準用する。

(下請負等の禁止)

第9条 停止業者は、町の契約の全部又は一部の下請負人となることができない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、停止業者を構成員等とする共同企業体等について準用する。

(契約の解除)

第10条 町長は、契約の相手方が停止措置を受けた場合において、当該契約の解除ができるようあらかじめ契約条項を整備しておくものとする。

(指定管理者等への指導)

第11条 町長は、第3条の規定による停止措置を行ったときは、

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の管理を行わせる指定管理者及び町が出資その他財政支出等を行う法人に対し、同様の措置を行うように指導するものとする。

（不当介入等を受けた場合の措置）

第12条 町の契約の相手方及び当該契約の下請負人（以下「契約者」という。）は、当該契約を履行するに当たり、暴力団等から工事妨害等の不当介入又は下請参入の強要等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を、速やかに、行わなければならない。

（1）町長への報告

（2）警察への届出

2 町長は、契約者が前項の不当介入等を受けたことにより、当該契約の履行が遅れるおそれがある場合において、当該契約者が前項に規定する報告及び届出を適切に行ったときは、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じることができる。

（関係機関との連携）

第13条 町長は、この要綱の運用に当たり、警視庁その他の関係機関との連携を緊密に行うものとする。

（停止措置の公表）

第14条 町長は、第3条の規定により停止措置を行ったときは、停止業者の商号又は名称、停止措置の理由、停止期間を公表するものとする。

2 前項の規定は、第4条に規定する停止措置の解除を行う場合について準用する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示の施行に関し必要な事項は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

措置要件	停止期間
<p>1 有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が暴力団等であるとき、又は暴力団等が実質的に有資格者の経営に関与しているとき。</p>	<p>停止措置の決定をした日から24月を経過し、かつ、措置要件のいずれにも該当しないと認めることができる日まで</p>
<p>2 有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等の暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	
<p>3 有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを意図し、暴力団等を利用等していると認められるとき。</p>	
<p>4 前3項に掲げるもののほか、有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	
<p>5 有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、</p>	

自ら契約する場合において、その相手方が前各項のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。

- 6 有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、第5条第1項の勧告を受けた日から1年以内に、再度勧告に相当すると認められる行為を行ったとき。

様式第1号（第3条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

瑞穂町長

印

瑞穂町入札参加資格停止措置決定通知書

瑞穂町契約における暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定により、入札参加資格の停止措置を下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

かつ要綱に掲げる措置要件のいずれにも該当しないと町長が認め、同要綱の規定に基づき当該措置の解除を行うまで

2 停止措置を行う理由

要綱別表 に該当すると認められるため

3 停止措置の内容



様式第2号（第4条関係）

年 月 日

瑞穂町長 あて

所在地

名称

代表者名

⑩

電話番号

### 瑞穂町入札参加資格停止措置解除申請書

当社は現在、暴力団等との関係を有しておらず、瑞穂町契約における暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しておりません。

よって、要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり、入札参加資格の停止措置の解除を申請します。

### 記

#### 1 解除申請の理由

#### 2 添付書類

(1) 誓約書

(2) 再発防止策

(3) その他

様式第3号（第4条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

瑞穂町長



瑞穂町入札参加資格停止措置解除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加資格の停止措置の解除については、瑞穂町契約における暴力団等排除措置要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり解除することに決定したので通知します。

記

停止措置を解除する日 年 月 日

様式第 4 号（第 5 条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

瑞穂町長



瑞穂町暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社は、瑞穂町契約における暴力団等排除措置要綱別表第 項の措置要件に該当する行為があると認められましたが、今回は入札参加資格の停止措置は行わず、瑞穂町契約における暴力団等排除措置要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり勧告します。